



安心して働ける明日へ ～就業構造基本調査を実施します～

市では、令和4年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。より便利に皆さまにご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することが可能となっています。9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

詳しくは 広報課 ☎0954-23-9121



お子さまの教育資金を 「国の教育ローン」がサポートします

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

融資額／お子さま1人あたり350万円以内

金利／年1.80% 固定金利

※「母子・父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯収入年収500万円（所得356万円）以内の方は年1.40%（令和4年5月2日現在）

返済期間／18年以内

使途／入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金、家賃など

返済方法／毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

保証／（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）



▲ホームページ

詳しくは 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター
☎0570-008656
☎03-5321-8656



佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館見学の参加者を募集しています

日時／10月8日（土） 8:45集合

集合場所／武雄市社会福祉協議会（武雄町大字昭和846番地）

募集人員／20名（市内小学4～6年生）

参加費／無料

スケジュール／

9:00 出発：社協のバスで行きます
10:00～11:30 見学：佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館（☎0952-34-9455）
11:50～13:30 昼食：干潟よか公園
昼食はこちらで準備します（無料）
14:00～15:00 見学：佐賀県赤十字血液センター（☎0952-32-1011）
16:15 帰着：武雄市社会福祉協議会

申込締切／9月22日（木）

申込方法／下記へお電話ください。

※送迎ができない方はご相談ください。

※参加者全員へおみやげ付き。

詳しくは 武雄市社会福祉協議会 ☎0954-26-8013



令和4年度武雄市子どもの居場所づくり 支援事業補助金

地域の子どものために子どもの居場所づくりに新たに取り組まれる民間団体・地域（行政区）に対して開設費用の一部を補助します。

募集期間／9月30日（金）まで

対象となる事業／学習や食事、遊びの場を提供するための子どもの居場所づくり事業

補助金額／1団体につき10万円を限度額とします。（補助率10/10）

補助対象経費／備品購入費や消耗品費など事業実施に必要な経費

詳しくは こどもの貧困対策課 ☎0954-23-9168



被保険者証が新しくなります

後期高齢者医療制度改正により、今まで医療費の窓口負担割合が「1割」の方のうち一定以上の所得がある被保険者は、10月1日から医療費の窓口負担割合が「2割」になります。これに伴い、今年度はすべての被保険者の方に対し、9月中に再度、被保険者証を交付します。今お持ちの被保険者証（紫色）の有効期限は、9月30日までです。新しい被保険者証（オレンジ色）は、9月中にお送りいたしますので、10月以降ご使用ください。

詳しくは 健康課 国保年金係 ☎0954-23-9135
佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎0952-64-8476



計量器定期検査実施のお知らせ

取引・証明の用途に使用される特定計量器（はかり）は、計量法により2年に1度の定期検査を受けることが義務付けられています。令和4年度の検査は次のとおりです。該当する計量器（はかり）をお持ちの方は、必ず受検してください。適正計量のため、ご協力よろしくお願いします。なお、検査には手数料が必要です。

検査対象地区／

武雄町、橘町、朝日町、若木町、武内町、東川登町、西川登町

集合検査／

検査場所に計量器を持ち込んで行う検査
10月28日（金） 10:30～12:00 若木公民館

13:30～15:30 朝日公民館

10月31日（月） 10:30～15:30 武雄市役所

11月1日（火） 10:30～12:00 西川登公民館
13:30～15:30 武雄市役所

所在場所検査／

計量器の設置場所で行う検査で事前申請が必要
大型・中型…11月2日（水）～8日（火）
小型…11月9日（水）～17日（木）

詳しくは ○対象計量器、手数料、検査内容について
佐賀県計量協会 ☎0952-31-1411

○検査場所、計量器の未使用、廃業について
商工観光課 ☎0954-23-9237